



2. 規制基準

臭気指数 = $10 \times \log$ (臭気濃度)

臭気濃度：においが感じられなくなるまで希釈した場合の希釈倍数

たとえば、苦情のある臭いを希釈しているとき、100倍に希釈したとき臭いが感じられなくなったとすると、この臭いの臭気指数は、

$$10 \times \log (100) = 10 \times 2 = 20 \text{ より} 20 \text{ となります。}$$

(1) 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準【臭気指数1号規制】

	尾鷲市	いなべ市	四日市市			
臭気指数	第1種区域	15	第1種区域	15	第1種区域	12
	第2種区域	21	第2種区域	18	第2種区域	15
			第3種区域	18		

(2) 事業場の煙突その他の気体排施設から排出されるものの

当該施設の排出口における規制基準【臭気指数2号規制】

悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得た

臭気排出強度又は臭気指数

〈気体排出口の高さに応じて排出ガスの臭気の排出量（臭気排出強度）または排出ガスの臭気指数を求めます。〉

(3) 事業場から排出される排出水に含まれるもの

当該事業場の敷地外における規制基準【臭気指数3号規制】

	尾鷲市	いなべ市	四日市市			
臭気指数	第1種区域	31	第1種区域	31	第1種区域	28
	第2種区域	37	第2種区域	34	第2種区域	31
			第3種区域	34		

